



大飯発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設に関する
設計及び工事計画認可（第1回）について

2020年12月22日
関西電力株式会社

当社は、本日、原子力規制委員会より、大飯発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設※に関する設計及び工事計画認可申請（第1回）について、認可をいただきました。

当社は今後も、原子力規制委員会の審査に、真摯かつ的確、迅速に対応してまいります。

※原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可（大飯発電所3、4号機：2017年8月25日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）内に設置することが求められているものです。

以上

添付資料：大飯発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設に関する
設計及び工事計画認可申請の概要

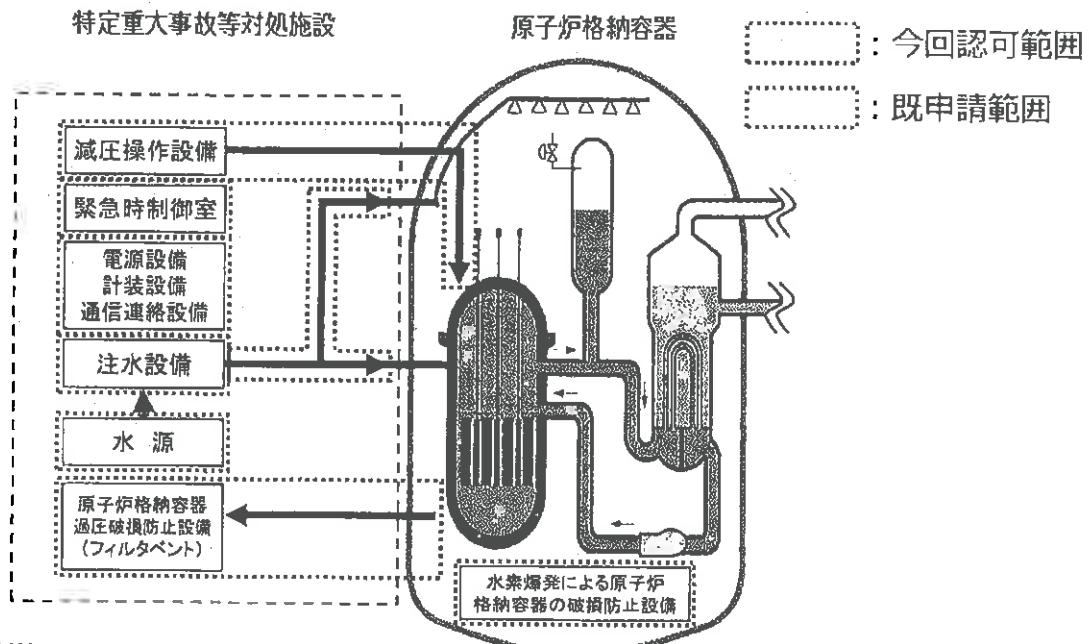
添付資料

大飯発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設に関する 設計及び工事計画認可申請の概要

1. 設計及び工事計画認可申請の状況

申請内容	申請する主な設備	申請日 および補正日
<ul style="list-style-type: none"> ・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定 	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減圧操作設備 ・原子炉の減圧を操作する設備 ○ 注水設備（配管等） ・格納容器スプレいや格納容器下部等への注水設備のうち、既設建屋内一部の配管等 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備 	(申請) 2020.3.6 (補正) 2020.4.14 2020.12.14 (認可) 2020.12.22
	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時制御室 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 注水設備（ポンプ、水源等） ・格納容器スプレいや格納容器下部等への注水設備のうち、ポンプおよび一部の配管、水源等 	(申請) 2020.8.26

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】



2. 設置期限※

2022年8月24日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可(2017年8月25日)から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。